

## 特集：イスラームと体制転換

---

タイにおけるイスラーム法の適用：イスラーム法ハンドブックの策定を中心に

今泉 慎也

### はじめに

東南アジア諸国においては、イスラーム教を国教とするか否かにかかわらず、ムスリムである自国民のため、家族・相続分野を中心にイスラーム法の適用を公式に認め、かかる問題を扱う公式の裁判機関としてシャリーア裁判所を設けている例が多い（千葉1997；今泉2012）。仏教国として知られるタイにおいても、ムスリム間の家族・相続事件に限ってイスラーム法の適用が公式に認められている（大村1992；今泉2003, 2012）。

タイにおけるイスラーム法適用の特徴として次の3点を指摘することができる。第1に、タイ国内に多様なムスリムが存在するにもかかわらず、タイ南部のマレーシアとの国境地域の4つの県に限ってイスラーム法の適用が認められていること。第2に、シャリーア裁判所をおかず、その代わりに通常裁判所である県裁判所のなかにイスラーム法上の問題について裁定するイスラーム法専門の裁判官（タイ語でダト・ユティタム）が設けられていること。第3に、イスラーム法の実体規定を定める制定法が存在せず、一種のソフトローである「イスラーム法原則」およびそれを2011年に全面改定した「イスラーム法ハンドブック」が「適用」されていることである。以下、それぞれの特徴について見ていく。なお、タイの法令では「シャリーア」ではなく、「イスラーム法」が用いられているので、以下ではイスラーム法を用いることとする。

### 1. イスラーム法の適用範囲

2010年の人口センサスによれば、タイの総人口6,600万人のうち93.6%が仏教徒、4.9%がムスリムであった。タイ国内のムスリムには、タイ北部の中国系ホー族などいくつかのグループがある（Imanaga 2000）。そのなかで大きな比率を占めているのが南部のマレーシア国境地域に居住するマレー系住民である。マレー半島東海岸のパッタニー、ナラティワート、ヤラーの3県と西海岸のサトゥーン県をあわせた4県のムスリム人口は全国の49.3%を占めている（表参照）。タイのイスラーム法適用がムスリム人口の多い南部4県の県裁判所に限定されていることが、第1の特色となっている<sup>1</sup>。

この地域はタイ人の仏教世界とマレー人のイスラーム世界とが接する地域であり、とくに現在の東岸3県を中心とする地域はかつてマレー人の伝統的な国家群（タイ語でムアング）が存在し、

バッタニーは宗教教育の一つの拠点であった。19世紀後半からタイが近代的領域国家へと自らを変えていくなか、18世紀末から支配下にあったこの地域についても領域的支配を確立した。1901年の布告は、同地域におけるタイ政府の裁判所の設置を定める一方、イスラーム法に従った伝統的裁判を引き続き認めた。これが現代にも続くイスラーム裁判制度の原点となっている。また、タイはイギリスとの一連の条約を締結し、英領マラヤとの国境線が確定するが、そのことは南部国境県のタイの領域主権を確かなものとした。なお、サトゥーン県はムスリム人口が多いことから1917年からイスラーム法の適用が認められたが、分離独立運動や近年のテロ行為は顕著ではなく、東岸の3県と状況が大きくことなっている。

マレー・ムスリムとタイ政府との間の対立と妥協の歴史の中でイスラーム法適用制度そのものも揺れ動いてきた。1943年にはナショナリズムを鼓舞したピブーン政権によってイスラーム法の適用それ自体が否定された。第二次世界大戦後、タイ政府は南部国境地域の紛争の国際的介入を回避するため、ムスリムの利益を重視した法改革を行い、1946年にはイスラーム法適用法が制定され、イスラーム法適用制度が復活し現在に至っている。

その後、イスラーム法適用制度は微調整は行われたものの、ほとんどそのままの形で推移してきた。1947年以降の軍政の復活によるイスラーム教育への締め付けやマレー・ムスリムによる分離独立運動の激化といった政治情勢の変化にもかかわらず、イスラーム法適用制度そのものについては抜本的な改革は行われていない。イスラーム法適用は家族・相続に限定されていたという事情や、司法手続の一部として制度化されたことから、軍政期においても一定の自律性を保持した司法の枠内の問題としてあまり手をつけられてこなかったことがあるのではないかと考えられる。同時に、南部のムスリムの問題がいわば地方の出来事にすぎず、中央の政治がそこに關心を示して来なかったことの反映でもある。

表 タイのムスリム人口

県名	総人口 (a)	仏教徒	イスラーム教徒 (b)	比率 (b/a)
バッタニー	609,015	94,507	513,841	84.4%
ヤラー	433,167	100,778	331,747	76.6%
ナラティワート	670,002	93,968	575,585	85.9%
サトゥーン	274,863	89,715	184,552	67.1%
全国	65,981,660	61,746,429	3,259,340	4.9%

(出所) 2010年人口センサスより筆者作成。

南部国境県における分離独立運動が長く続いたが、1980年代末にいったん終息する。1990年は安定的に推移したものの、2004年からテロ活動が活発化している。銃撃や爆破事件が相次ぎ、これまでの死者はすでに1,000人以上にのぼっている。軍人、警察官、学校の先生など公務員、僧侶がターゲットとなったほか、無差別な攻撃で一般の人が命を落とす例も多い。他方、政府側の対応の行き過ぎも問題にされてきた。クルセーモスクに逃げ込んだ武装グループを軍が射殺した事件、住民の逮捕に抗議した住民多数が拘束されトラックで移送される際に多数の住民が死亡し

た事件が生じた。情勢はやや沈静化してきたものの、なお散発的に爆弾事件等がみられ、先行きはなお不透明である。タイ政府は、治安と秩序の回復のほか、イスラーム教育の支援など南部国境地域の経済的底上げや社会インフラの改善に多くのリソースを動員している。こうした変化のなかでムスリムの利益の拡大をめざす動きが模索されてきた。

一つは、イスラーム法の適用を全国的に拡大しようとする試みである。たとえば、2010年にはムスリムの国会議員・法曹等が中心となり下院宗教委員会による法案提出の動きがみられた。しかしながら、タイ南部を支持基盤とする民主党政権期においてさえも法案成立に至らなかった。直接の理由は財政負担の大きさであったが、イスラーム法の適用を一般化することにコンセンサスを得ることの困難さを示唆するものであろう。

もう一つの動きは、2011年の司法裁判所によるイスラーム法原則に代わるイスラーム法ハンドブックの制定であった。これについては3. で説明する。

## 2. ダト・ユティタム

タイにおけるイスラーム法適用の基本法は、「1946年パッターニー、ヤラー、ナラティワートおよびサトゥーン県の県裁判所のイスラーム法の適用についての法律」（以下、イスラーム法適用法と略す）である。この法律によれば、当事者双方がムスリムであるか、または争いのない事件（非訟事件）において当事者がムスリムである場合において、当該事件が家族または相続についての事件であるときは、民商法典第4編「家族」および第5編「相続」の規定の代わりにイスラーム法が適用される（3条）<sup>2</sup>。「民商法典を施行する法律」のなかにもムスリム間の利益を害さないとする規定があり、ムスリム間の事件を適用除外とする。

タイの県裁判所におけるイスラーム法の適用についての第2の特色は、他の東南アジア諸国にみられるようなシャリーア裁判所を設置せず、かわりに地方におかれる第一審裁判所である県裁判所内にイスラーム法上の問題を扱う特別の裁判官として、「ダト・ユティタム」がおかれていることである。

ダト・ユティタムという用語はマレー語とタイ語のミックスである。ダトはマレー語でいう尊称であり、ユティタムはタイ語でjusticeを意味する。ダト・ユティタムは司法裁判所に属する公務員である。ダト・ユティタムに関する規定は「2000年司法裁判所司法系公務員規則法」（最終改正2007年）におかれている。同法によれば、司法裁判所の公務員（司法系公務員）は、①事件を審理裁判する権限職務を有する司法公務員（主として裁判官）、②「イスラーム法上の問題の裁定について権限職務を有するものとして任命される公務員であるダト・ユティタム」、③事務官である「司法裁判所公務員」に分けられる（6条）。

ダト・ユティタムの配属は4県に所在する5つの県裁判所に限られている。県裁判所は司法裁判所<sup>3</sup>に属する第一審裁判所<sup>4</sup>であり、各県に1またはそれ以上の数の県裁判所が設置されている。ヤラー県にはベートン県裁判所が設置されており、4県に5つの県裁判所がおかれている。従来は各県2人の合計8人のダト・ユティタムが選任されていたが、2009年からヤラー県に3人に増員され、現在9人となっている。

司法裁判所に属する専門裁判所として少年家族裁判所が各県に整備されつつある。通常の家族・相続に関する事件は少年家族裁判所において扱われるが、イスラーム法適用事件は県裁判所において扱われることになっており、ダト・ユティタムは県裁判所にのみ配属されている。

ダト・ユティタムの資格要件としては、ムスリムであることが求められているほか、①満30歳以上、②家族および相続に関係するイスラーム法律問題の裁定者となることのできるほどイスラーム教上の知識を有すること、③中学卒業以上のタイ語の知識を有すること、が定められている。

選出方法としては、候補者の研修とその後の試験によって行われている。かつてはウラマーや県知事などによる協議で選ばれていたが、中東諸国等でイスラーム法学を学んだ者が増えてきたことから、試験による選抜に変更された（今泉2003：239）。

イスラーム法が適用される事件においては裁判官とダト・ユティタムが法廷を構成し、イスラーム法上の問題についてダト・ユティタムの裁定が終局的である（4条）。やや古いデータではあるが、1993～2001年の裁判所統計をみると、イスラーム法が適用される新規受理事件数は4県で年間400～500件で、多い年でも1,000件弱である（今泉2003：237）。

また、実際にイスラーム法律問題が争点となる事件は少ないと言われる。1990年代にパタニー県裁判所長が行った裁判官およびダト・ユティタムの意識調査（非公刊）では、裁判官はイスラーム法の問題そのものに対する関心が低く、ダト・ユティタムに裁判所の事件処理を手伝ってほしいという期待していることが示唆された（今泉2003：244）。実際に筆者によるインタビューによれば、ダト・ユティタムが本来の職務であるイスラーム法の法律問題の裁定以外の役割を裁判所で担っているようである。ひとつは調停人的な役割である。タイの司法裁判所は裁判所による調停に力を入れており、当該事件を担当する裁判官とは別の裁判官が任命されることが多い。一般に各裁判所においては定年後の退職裁判官の再任用である年功裁判官（現在は裁判官の定年延長に伴い段階的に廃止）が経験豊富な調停人として活用されることが散見されるが、南部4県においてはダト・ユティタムもそのような調停人として用いられているようである。なかには刑事事件の被疑者がムスリムである場合において、ダト・ユティタムが被疑者と面談する事例をあげた裁判所がある。刑事事件はダト・ユティタムの権限外であるが、同じムスリムであることから、被疑者が心を開き、事件によっては改心して容疑を認める事例もあると説明する。このような裁判以外の事件処理におけるダト・ユティタムの役割は次にみるようなその社会的役割の一部として理解することもできる（今泉2003：244）。

ダト・ユティタムが配属されている県裁判所を訪問すると、ダト・ユティタムは他の裁判官の執務室（大部屋）とは別の執務室が与えられているのが通例である。その理由は、事件とは別にダト・ユティタムがイスラーム法上の問題についてムスリムである住民からの相談を受け、助言を与えていることにある。通常の裁判官は通常そのような相談を受けつけていない。また、ダト・ユティタムは裁判所外の紛争処理についても助言を与えている。タイでは、中央、県、モスクの3つのレベルにおいてイスラーム委員会が設けられており、そこに紛争処理が権限のひとつとして明記されている。たとえば、県イスラーム委員会には紛争処理委員会が設けられている。家族・相続事件のなかにはそのレベルで処理が終わるものも多い。ダト・ユティタムは紛争処理委員会

への助言も行っている。ただし、紛争処理委員会に付される事件のなかには委員会レベルでの紛争解決が成功せず、裁判所に訴訟として提起されるものもある。そのため、ダト・ユティタムは具体的な紛争に関与しないため、紛争処理委員会のメンバーとはならず、助言的な立場にとどまっている（今泉2003：246-247）。

以上のようにダト・ユティタムは法律が本来予定している役割とは別の社会的役割を裁判所をベースとしながらムスリム・コミュニティの中で担っていると言えるだろう。

### 3. イスラーム法原則からイスラーム法ハンドブックへ

#### (1) イスラーム法原則（1940）

一般にイスラーム法の公式の適用を認めている国においては、適用が認められる家族、相続、一定の刑事事件について、何らかの議会制定法を制定している例が多い<sup>5</sup>。これらの立法はそれ自体がイスラーム法上の法源となるわけではないけれども、法廷でのムスリム間の法的紛争の解決はこれらの立法を通じて処理されていると考えられる。しかしながら、タイの場合、このような意味での議会制定法が存在しない。1946年イスラーム法適用法は手続を定めるだけで実体規定をおいていない<sup>6</sup>。タイのイスラーム法適用の第3の特色は、ムスリム間の家族・相続事件に適用されるべき実体的規定を定める議会制定法が存在せず、その代わりにソフトローとでも呼ぶべき法的文書が判断の基準として用いられていることである。従来は1940年にまとめられた「家族及び相続に関するイスラーム法原則」（以下、イスラーム法原則）が長年「適用」されてきたが、2011年にはそれを全面的に改正する「家族及び相続に関するイスラーム法ハンドブック（司法裁判所版）」（以下、イスラーム法ハンドブック）が司法裁判所によって制定された。

まずイスラーム法原則の制定の背景から見てみよう。イスラーム法原則は訴訟実務を支える上で考案されたものである。20世紀初頭にタイ政府の裁判所が南部国境地域に設置された頃からイスラーム法の適用は認められてきたが、派遣されるタイ人裁判官はイスラーム法に通曉しないばかりか、現地の言語を理解しなかった。そこで通訳が用いられたが、通訳はタイ語の法律用語に精通していなかったほか、イスラーム法上の用語をタイ語にどう訳すかについて定まっていなかった。そこでイスラーム法をタイ語に翻訳するという作業が開始された。こうした経緯は起草作業の最終段階においてイスラーム法原則と名付けられるまではイスラーム法翻訳と呼ばれていたことにあらわれている（Office of the Judiciary 2011：1935）。他方、イスラーム法原則の制定は当時起草が進められていた民商法典の第5編（家族）、第6編（相続）に代わって適用されるべき法典の制定も念頭におかれていた（Surin 1982：135）が、当時のピブーン政権がナショナリズムを鼓舞した政策をとり、1943年に一時イスラーム法の適用が廃止されたことから、立法化は見送られた。

起草は1929年に開始されたが、パッタニー県のダト・ユティタムが作成した草案に問題があったことから、そこで担当していたタイ人裁判官が中心になって起草作業が再開され、1940年に完了した（Office of the Judiciary 2011：119）。イスラーム法原則自体は起草に参加した裁判官、ダト・ユティタムによって署名され、司法大臣令によって周知されている。

イスラーム法原則は230条からなり、第1編「家族」と第2編「相続」から構成され、第1編はさらに第1部「婚姻」、第2部「夫婦間の関係」など5つの部に分かれ、さらに各部は章に分かれる。その構成には民商法典編纂で培った法典編纂技術を適用しようとする姿勢が顕著であった。英領マラヤではイギリス人を通じて近代法が受容されたのに対して、南タイではタイ人裁判官がいわば近代法の担い手として、イスラーム家族・相続法の法典化を試みたものと言えよう。なお、イスラーム法原則はタイ、マレーシアを含む東南アジアで一般的なシャーフィイー学派の学説に従うものと説明される。筆者がインタビューしたダト・ユティタムはみな実務においてこの原則を適用していると説明する（今泉2003）。

イスラーム法原則はその制定から70年あまり何ら改定が行われずに適用されてきた。その一つの理由は法的性格の曖昧さに求められるかもしれない。誰がどのような手順で改定するか定まっておらず、改定のコストが高いのである。改定を求める声は以前から存在し、筆者がかつてインタビューしたダト・ユティタムのなかには証人の規定などの導入を求める意見があった（今泉2003：255）。

## （2）イスラーム法ハンドブック（2011）

2004年以降、タイ南部国境県の政治情勢が深刻化するなか、司法裁判所による取り組みの一つとして、イスラーム法原則の改定がようやく行われることとなった。2010年、最高裁長官令によってイスラーム法原則の改定のための委員会が設置された。委員長にはイスラーム法の適用が認められる4県を含む第9管区内の裁判所を総括する第9管区首席裁判官を任命され、さらに委員として裁判官5人、ダト・ユティタム5人、タイのイスラーム教組織を総括するチュララーチャモントリー事務所の代表、有識者など22人が選任された（Office of the Judiciary 2012：126-127）。改定作業は、①第1編「家族」の第1部：婚姻、第2部：夫婦間の関係、②同第3部：婚姻解消、③同第4部：マハル（婚資）、第5部：親子、④第2編相続の4つの部分に分けて進められ、それぞれにダト・ユティタムと他の委員が責任者に任命された。会合は2010年10月から2011年9月まで15回開催された。最終案には追加された3名の委員を含む25人の委員全員が署名した。イスラーム法ハンドブックは従来の230カ条から462カ条へと増加し、条文数は倍増した。第1編（家族）では172カ条、第2編（相続）では60カ条が増えている。

全般的な特徴としてまず3つの点を指摘しておこう。第1は、名称が「原則」から「ハンドブック」に変更されていることである。その理由については、立法ではないことを明確にするためであると説明されている。さらに、イスラーム法原則では個々の条文は議会制定法と同じ「条」(matra; section) が用いられていたのに対して、下位の行政規則などで用いられることが多い「項」(kho; clause) を用いたのも同様の理由からとされる。

第2に、従来のイスラーム法原則は司法省によって策定されたものであったのに対して、今回のハンドブックは「司法裁判所版」とであると強調する。しかしながら、司法裁判所が2000年に分離されるまで司法省の下におかれ、実質的に一体化していたことを考えると、この説明はやや分かりにくい。司法省が作ったとされるイスラーム法原則作成においても実際には裁判官が主導的な役割を果たしていたからである。

第3に、注として判例が明記されたことである（29カ所）。タイにおいてはこれまでイスラームの問題が必ずしも法学者の関心を集めず、判例等が十分に研究されていない。公表されていない県裁判所等の判例も一部参照していることは今後の研究の足がかりとなる。

イスラーム法ハンドブックの詳細な検討は別の機会に委ねるとして、ここでは内容面での特徴を整理しておこう。ハンドブックの解説部分は、その特徴を次の5点にまとめる（Office of the Judiciary 2011：139-142）。

第1は、イスラーム法による補充を定めたことである。これは、従来のイスラーム法原則では、規定がない場合には民法典および民事訴訟法典の規定を適用する旨の規定が盛り込まれていたが、イスラーム法ハンドブックではその旨の規定を盛り込まなかった。したがって、イスラーム法の原則のなかで解決すべきと解説されている。

第2は、家族・相続事件の裁定に必要な他のイスラーム法の規定を付け加えたことである。従来からの家族、相続に関する内容のほかに、法律行為の方式、代理人の選任、離婚等における証人の規定などが加えられた。

第3は、家族・相続に関係して新たな規定も補充された。その例としては、たとえば、①求婚、②婚約、③婚姻強制・許可、④イスラームの観点から良き相手の探索の支援、⑤家族内の者に同性または異性の者を見たり、関係をもつことの禁止等があげられている。

第4に、イスラーム法原則の規定内容の改定である。すでに規定がある場合にその範囲を明確にしたり、規定が不適切なものについて補足が行われた。

第5は、時代遅れの規定や意義を失った規定の削除である。具体例として、従来のイスラーム法原則にあった奴隷に関する規定が削除されたことがあげられている。

確かに司法裁判所が認めるように、ハンドブックは立法としての効力を持たないものである。しかしながら、法典に準じた構成が維持され、内容的にも大幅に刷新されており、実質的には「イスラーム家族法典」と呼ぶことができそうなものへとまとまりつつあるようにみえる。ただし、現段階ではこれを立法化しようとする動きはまだみえず、現在の方向性はいくつかの判例を成文化したりステイトメントとしての位置づけに近いのかもしれない（まだ採用されている判例は少ないけれども）。今後はそのような観点でイスラーム法ハンドブックの影響や効果をみていく必要がある。また、制定プロセス自体がイスラーム司法の「専門家」のコミュニティのなかで粛々と進められたことは、ハンドブックを短時間でとりまとめることを可能にしたものの、従来と同じく南部国境地域だけの「局地的」な問題としてイスラーム法の問題が処理されてしまい、全国的な議論を深める契機とならなかった面もある。さらに、ハンドブックという形式によるルール形成は柔軟な対応を可能とする一方、タイ法体系のなかでのイスラーム法の位置づけをさらに曖昧なものにしてしまう可能性もある。

タイ法体系におけるイスラームの位置づけは別の局面で問われる可能性がある。たとえば、1997年憲法による憲法裁判所の創設以降、違憲訴訟がタイにおいて格段に増えている（今泉2008）が、イスラーム法適用の憲法適合性についてはまだ十分に検討されたことがない。いくつかの近隣諸国の憲法にイスラームについて明確な規定が入っているが、タイ憲法には明確な規定

が存在せず、実際に争点になったときには一般的な憲法条項の解釈が問題になると思われる。県裁判所等の段階ではイスラーム法の適用に不満な当事者が、自らの「ムスリム」性を争う事例がすでにあらわれているようである。イスラーム法適用そのものが憲法裁判所で争われるのはそう遠くない将来ではないかもしれない。さらに、イスラーム法の適用を全国に拡張しようとする主張が、タイ法体系においてイスラーム法をどう位置づけるのかという根本的な問題についての議論を喚起するかもしれない。

## まとめ

本稿ではタイの司法裁判所におけるイスラーム法の適用について、地理的範囲、裁判官、適用法規の3つの側面からその特色を浮き彫りにしてきた。イスラーム法の適用は、独立国タイが19世紀末から20世紀初頭にかけて近代的な領域国家へと自らを転換し、ムスリム人口の多い南部国境地域に対する自らの領域的支配を確立するなかで編み出されたものである。たとえば、ナショナリズムを鼓舞した戦前のピブーン政権期にイスラーム法の適用それ自体が否定された時期もあったが、戦後にイスラーム法の適用は復活し、現在に至っている。

その後、イスラーム法適用制度はほとんど手つかずのまま推移してきた。1947年以降の軍政の復活によるイスラーム教育への締め付けの強化やマレー・ムスリムによる分離独立運動の激化といった政治情勢の変化にもかかわらず、イスラーム法適用制度そのものについては制度の微調整が行われたものの、抜本的な改革は行われていない。イスラーム法適用は家族・相続に限定されていたという事情や、司法手続の一部として制度化されたことから、軍政期においても一定の自律性を保持した司法の枠内の問題としてあまり手をつけられてこなかったことがあるのではないかと考えられる。同時に、南部のムスリムの問題がいわば地方の出来事にすぎず、中央の政治がそこに関心を示して来なかったことの反映とも読める。

2004年以降の南タイ情勢の不安定化に対するタイ政府の取り組みは、イスラーム法適用制度の見直しの好機となってきた。イスラーム法の適用を全国的に拡大しようとする試みは成功しなかったが、イスラーム法ハンドブックの制定によって、70年間手つかずであった「法」を改定することに成功した。新たなハンドブックがどのような効果・影響を持つのか、今後の展開が注目される。



## 参考文献

- ・今泉慎也 (2003) 「タイ司法裁判所におけるダト・ユティタム (イスラーム法裁判官) の役割」 (小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所)、225-255ページ。
- ・今泉慎也 (2008) 「裁判制度改革：タイ政治の司法化とその限界」 (玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革：1991-2006年』日本貿易振興機構アジア経済研究所、67-116ページ)。
- ・今泉慎也 (2012) 「東南アジアのイスラーム裁判制度」 (床呂郁哉・西井凉子・福島靖博編『東南アジアのイスラーム』(東京外国語大学出版会)。
- ・大村泰樹 (1992) 「タイ国のモスLEM・マイノリティとイスラーム法の適用」 (黒木三郎先生古希記念論文集刊行委員会編『アジア社会の民族慣習と近代化政策』敬文堂、289-307ページ)。
- ・千葉正土編 (1997) 『アジアにおけるイスラーム法の移植』(成文堂)。
- ・Imanaga, Seiji (2000), *Islam in Southeast Asia*, Hiroshima : Keisuisha).
- ・Office of the Judiciary (2011), *Khu mue kotmai itsalam wa duai khrop khrua lae morodok chabap san yuttitham*. ([http://www.jla.coj.go.th/news\\_view.php?id\\_news=812#](http://www.jla.coj.go.th/news_view.php?id_news=812#)).
- ・Surin Pitsuwan (1982), *Islam and Malay Nationalism : A Case Study of the Malay-Muslims of Southern Thailand*, PhD. thesis Harvard University.

## 注

- (1) この点は同じくムスリムがマイノリティであるフィリピンの状況と似ている。フィリピンにおいてはイスラーム法の適用がミンダナオ島など南部のムスリム居住地域のみを対象としていること、そしてこれら地域が分離独立運動を経験している点も共通している。
- (2) タイの民商法典は第1編総則、第2編債務、第3編典型契約、第4編財産、第5編家族、第6編相続の6編
- (3) 1990年代の裁判制度改革の結果、タイでは憲法裁判所が新設されたほか、既存の司法裁判所とは独立の行政裁判所制度が設けられ、欧州大陸法諸国の裁判制度をモデルとする多元的な司法へと大きく転換した。ダト・ユティタムがおかれているのは司法裁判所のみである。
- (4) 司法裁判所は三審制をとり、第一審裁判所、控訴裁判所 (全国10カ所)、最高裁判所の3つの階層に分かれる。第一審裁判所は、バンコクでは刑事裁判所、民事裁判所がおかれているが、地方では県裁判所と都市部に簡易裁判所がおかれている。また、司法裁判所に属する第一審裁判所として、5つの専門裁判所が設けられている (少年家族裁判所、労働裁判所、租税裁判所、国際取引知的財産裁判所、破産裁判所)。
- (5) たとえば、フィリピンでは1973年のいわゆるムスリム属人法典 (Muslim Personal Code) が根拠法となっている。また、連邦制をとるマレーシアの場合、宗教は州の立法管轄事項とされ、州法としてイスラーム家族法、イスラーム民事訴訟等の立法が行われている。
- (6) 時効については民商法典の規定が適用される (3条)。イスラーム法に時効の規定がないためであるとされる。